

育児休業制度等相談窓口



同立支援キャラクター（アリスちゃん・アリスくん）

～改正育児・介護休業法 令和4年4月から順次施行～

働いている方

有期契約労働者だけど、育児休業取れるのかな？

会社が育児休業取れないと言っているが・・・



企業の担当者

改正に伴って何をしないといけないのかしら？

男性から育児休業の申し出があったが初めてでよく分からない

〈育児休業制度等相談窓口～改正育児・介護休業法～〉

熊本労働局雇用環境・均等室

TEL：096—352—3865

所在地：熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

受付時間：9時00分～17時00分

（土日祝日、年末年始除く）

熊本労働局ホームページ「育児・介護休業法特集ページ」



同立支援キャラクター 同立するべえ

均等室に相談しよう！



〈同立するべえ〉

改正育児・介護休業法に沿った
就業規則の規定例 届出様式例 従業員への説明資料
など様々な資料を用意しています。
★助成金の相談も受け付けています！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！ 相談は無料です！

育児・介護等に関するハラスメント相談は、「ハラスメント対応特別相談窓口」にご相談ください！
～12月はハラスメント撲滅特別相談月間です～